(5) 別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。このうち、法第18条第５項に規定する事業再編促進設備等に該当する場合にはその旨記載する。
(6) 別表３により、法第18条第４項の事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類について記載する。
(7) 別表４により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．事業再編の実施時期
(1) 事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
(2) 別表５により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
(2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表６により記載する。

５．事業再編に伴う労務に関する事項
(1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下(2)から(5)まで同じ。）
(2) 事業再編の終了時期の従業員数
(3) 事業再編に充てる予定の従業員数
(4) (3)中、新規採用される従業員数
(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

６．その他
(1) 農業競争力強化支援法施行令（平成29年政令第206号。以下「令」という。）第１条並びに規則第10条第１号及び第２号に該当するものは、次の事項を記載する。
① 事業再編を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第１条第１号又は規則第10条第１号若しくは第２号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
② 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
(2) 令第１条第１号又は規則第10条第１号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第１号）様式第４号、様式第５号又は様式第８号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
(3) 規則第10条第２号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表７により記載する。

別表１
事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第２条第５項第１号の要件			
	合併		
	分割		
	農業生産関連事業の譲渡又は譲受け		
規則第１条第１項の要件			